



お問い合わせ先

大津市報道資料
市政記者各位

担当者	商工労働政策課 工業労政 G		担当： 大嶋		
連絡先	077-528-2755		内線	3426	
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組
	3	11	28	1	1

令和5年8月28日

大津市への本社移転をお考えの事業者向けに助成金を交付します！

～ びわ湖のある大津へ本社を移転しませんか？ ～



本社機能を大津市内に移転された場合、建物の取得費や、賃借料の一部を助成します！
地元で新規に従業員を雇用された場合は、更に助成金を上乗せします！！

1 「本社機能移転促進助成金」の目的

本社機能を天津市の区域内に移転し、事業活動を行おうとする事業者に対し、その経費の一部を助成することにより移転を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 助成内容

【賃借型移転】(市外→市内の移転のみ対象)

[助成期間] 2年間

[助成率] 建物賃借料の1/2

[上限額] 500万円/年

[対象経費] 建物賃借料

[助成対象] ①創業後1年以上が経過していること

②常用雇用者が5人以上いること

③本社機能の移転を建物の賃借により行うもの

【建設型移転】(市外→市内、市内→市内の移転が対象)

[助成回数] 1回限り

[助成率] (市外→市内) 建物等取得費用の10%

(市内→市内) 建物等取得費用の5%

[上限額] 5,000万円

[対象経費] 建物等(建物、付属設備等)取得費用

[助成対象] ①本社機能の移転を建物等の取得(建設または売買)により行うもの

②本社機能部分の取得費用が2億円以上(中小企業者1億円以上)

【雇用加算】上記に加えて、地元で新規に従業員を雇用される場合は、正規雇用1人当たり50万円(非正規雇用1人当たり25万円)を加算します(上限あり)。

3 募集期間 随時

4 その他 詳細は本市ホームページをご覧ください

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/025/1601/g/hojo/55238.html>

5 担当課

天津市役所 別館3階 産業観光部商工労働政策課 担当:大嶋

〒520-8575 天津市御陵町3番1号 電話:077-528-2755(直通)

E-mail:otsu1601@city.otsu.lg.jp FAX:077-523-4053

